



## 06 「動物との共生」を、もう一度考えよう 9月20日～26日は「動物愛護週間」です

動物を大切にする「愛護」や、マナーを守った飼い方について知ってもらうことを目的に「動物愛護週間」が設けられています。

動物を飼っている方も、飼っていない方も、この機会に、動物との共生について、改めて考えてみましょう！

▶環境政策課 ☎ 23-3541



### 犬と暮らす方へ

#### ◆ふんは、後始末を！

散歩中のふんは放置せず、持ち帰りましょう。

#### ◆犬の放し飼いはやめよう！

愛犬が事故にあったり、人にケガをさせたりするかもしれません。リードなどでつないで飼いましょう。



#### ◆狂犬病の注射は、忘れずに

犬は狂犬病予防法による登録が必要です。年に1度の予防注射も忘れずに。



### 猫と暮らす方へ

#### ◆室内で飼おう

屋外で飼うと、ふん尿をしたり、近所の庭を荒らしてしまう可能性があります。事故や感染症の予防もできる室内飼いがおすすめです。



#### ◆不妊・去勢手術を考えよう

猫は1回の出産で4～5匹の子猫を生みます。飼えない子猫が生まれないように、不妊・去勢手術を考えましょう。



### 飼っている人も、飼っていない人も

#### ◆無責任な餌やりはやめよう！

「かわいそうだから」と、むやみに猫へ餌をあげると、ご近所トラブルの原因となることがあります。餌をあげるのであれば、「片付け」「猫用トイレの設置と管理」「不妊・去勢手術をする」など、飼い猫と同じように「責任」を持ちましょう。

#### ◆動物を捨てたり、虐待することは「犯罪」です

犬や猫などの「愛護動物」を捨てたり(遺棄)、虐待したりすると、1年以下の懲役または100万円以下の罰金となります。また、正当な理由なく動物を殺傷すると5年以下の懲役または500万円以下の罰金となります。

動物を一度飼ったら寿命まで飼い続けましょう。

飼っている動物も、その他の動物も、傷つけることはやめましょう。

動物も人も  
み～んなが  
幸せに暮らせると  
いいね！

